

平成23年度地方財政計画の概要

総務省自治財政局
平成23年1月

地方財政計画は、地方交付税法第7条の規定に基づき作成される地方団体の歳入歳出総額の見込額に関する書類であり、国会に提出するとともに、一般に公表するものである。

I 平成23年度の地方財政の姿

① 地方財政計画の規模	82兆5,054億円（前年度比+3,786億円、+0.5%）
（参考）水準超経費を除いた場合	81兆7,854億円（ " +3,086億円、+0.4%）
② 地方一般歳出	66兆8,313億円（ " +5,024億円、+0.8%）
（参考）地方一般歳出（給与関係経費除き）の総額	45兆5,619億円（ " +9,194億円、+2.1%）
③ 一般財源総額	59兆4,990億円（ " + 887億円、+0.1%）
（参考）一般財源（水準超経費除き）の総額	58兆7,790億円（ " +187億円、+0.0%）
※ 財政運営戦略に定める中期財政フレームに基づき、22年度水準を下回らないよう確保	
④ 地方交付税の総額	17兆3,734億円 （㉒16兆8,935億円、+4,799億円、+2.8%）
⑤ 地方税及び地方譲与税	35兆5,786億円 （㉒34兆4,267億円、+1兆1,519億円、+3.3%）
⑥ 臨時財政対策債	6兆1,593億円 （㉒ 7兆7,069億円、△1兆5,476億円、△20.1%）
⑦ 財源不足額	14兆2,452億円（㉒18兆2,168億円、△21.8%）
（参考）折半対象財源不足額	7兆6,308億円（㉒10兆7,760億円、△29.2%）

II 地方交付税の増額確保

- ・別枠加算（12,650億円）の維持や繰越金（10,126億円）の活用等により、地方交付税を0.5兆円増額
- ・地域活性化・雇用等対策費 12,000億円

- 「地域活性化・雇用等対策費」 12,000億円
 - ㉒地域活性化・雇用等臨時特例費9,850億円に、以下の事業等を勘案した2,150億円を上乗せ
 - ・子どもに対する現物給付（1,000億円）等の子育て施策
 - ・住民生活に光をそそぐ事業
 - ・地球温暖化対策暫定事業（100億円）
- 地域活性化・雇用等対策費の㉒及び㉓の規模については、㉓の12,000億円を一つの基準に毎年度決定
- 地方の財源不足の状況等を踏まえた別枠加算の仕組みは税制抜本改革時まで継続（㉓の加算額は10,500億円、㉒以降の加算額は財源不足の状況等を踏まえ決定）
- 地域活性化・雇用等対策費の上乗せ分に対応した別枠加算2,150億円は、法人税減税影響分も勘案したものであり、3年間同額で継続

地方交付税 17兆3,734億円（前年度比 +4,799億円、+2.8%）

- ① 地方交付税の法定率分等 10兆9,868億円
- ※ 国税5税分の法定率分 10兆6,101億円
 - ※ 国税決算精算分(⑱) △999億円
 - ※ 交付税特別会計借入金償還額 △1,000億円
 - ※ 交付税特別会計借入金支払利子 △4,361億円
 - ※ 平成22年度からの繰越金 1兆 126億円
- ② 一般会計における加算措置等 5兆1,216億円
- ※ 折半対象以外の財源不足における補填（既往法定分等） 1兆3,062億円
 - ※ 臨時財政対策特例加算 3兆8,154億円
- ③ 別枠による加算（財源不足の状況等を踏まえた加算及び特別枠の上乗せ分に対応した加算） 1兆2,650億円

【参考】地方交付税の推移（兆円）

	⑮	⑯	⑰	⑱	⑲	⑳	㉑	㉒	㉓
地方交付税	18.1	16.9	16.9	15.9	15.2	15.4	15.8	16.9	17.4

Ⅲ 財源不足の補填

平成23年度における財源不足 14兆2,452億円（㉒18兆2,168億円）
 うち折半対象財源不足 7兆6,308億円（㉒10兆7,760億円）

- 中期財政フレームの対象期間である平成23年度から平成25年度までの間においては、国と地方の折半ルールを適用することとし、平成23年度においては、以下のとおり財源不足を補填

- 【折半対象以外の財源不足】 6兆6,144億円
- ① 財源対策債の発行 9,400億円
- ② 地方交付税の増額による補填 2兆 712億円
- ・ 一般会計における加算措置（既往法定分等） 8,062億円
 - ・ 別枠の加算（財源不足の状況等を踏まえた加算及び特別枠の上乗せ分に対応した加算） 1兆2,650億円
- ③ 交付税特別会計の償還先送り 7,593億円
- ※ 財政健全化の観点から、23年度に予定していた特別会計借入金の償還（8,593億円）のうち1,000億円を償還し、残額（7,593億円）を後年度に繰延べ
- ④ 特別会計剰余金の活用 5,000億円
- ⑤ 臨時財政対策債の発行（既往債の元利償還金分等） 2兆3,439億円
- 【折半対象財源不足】 7兆6,308億円
- ① 地方交付税の増額による補填（臨時財政対策特例加算） 3兆8,154億円
- ② 臨時財政対策債の発行（臨時財政対策特例加算相当額） 3兆8,154億円

IV 地方財源の確保

一般財源総額 59兆4,990億円（前年度比+887億円、+0.1%）
一般財源（水準超経費除き）の総額 58兆7,790億円（ " +187億円、+0.0%）

- ・ 地方税 33兆4,037億円（前年度比 +8,941億円、+2.8%）
 - うち水準超経費相当額 7,200億円（ " +700億円、+10.8%）
- ・ 地方譲与税 2兆1,749億円（ " +2,578億円、+13.4%）
- ・ 地方交付税 17兆3,734億円（ " +4,799億円、+2.8%）
- ・ 地方特例交付金 3,877億円（ " +45億円、+1.2%）
- ・ 臨時財政対策債 6兆1,593億円（ " △1兆5,476億円、△20.1%）

地方債総額 5兆3,179億円（前年度比 △4,691億円、△8.1%）
（参考）臨時財政対策債含み 11兆4,772億円（前年度比 △2兆167億円、△14.9%）

- 【通常債】 4兆3,779億円（前年度比 △3,391億円、△7.2%）
- 【財源対策債】 9,400億円（ " △1,300億円、△12.1%）
- （参考）【臨時財政対策債】 6兆1,593億円（前年度比 △1兆5,476億円、△20.1%）

V 社会保障関係費の自然増等への対応

国と同様、地方の社会保障関係費も毎年度大幅な自然増となることに対応し、平成23年度は8,385億円の地方負担（補助・単独）を増額計上し、対応する財源を確保

- 地方負担 +8,385億円の内訳
 - ・ 一般行政経費補助 +4,891億円（生活保護、医療、介護、等）
 - ・ 一般行政経費単独（社会保障関係費） +2,094億円 1,226億円 1,118億円 1,051億円
 - ・ 国民健康保険・後期高齢者医療制度関係事業費等 +1,400億円
- 更に、特別枠（子どもに対する現物給付）を計上 +1,000億円

VI 地方財政の健全化

- ・ 一般財源総額を確保した上で、臨時財政対策債を大幅縮減（△1.5兆円）
 - ・ 交付税特会借入金を償還（㉓～㉕ 1千億円、以後1千億円ずつ増額、㉓以降は財政運営戦略に基づき、国の債務残高の縮減の取組と歩調を合わせて償還（30年間各年度1兆円を基本））
- ※ ㉓～㉕の償還は、交付税特会借入金利払費の縮減により確保された財源等を活用

Ⅶ 臨時財政対策債の配分方式の見直し等

財政力の弱い地方公共団体への配慮の観点から、臨時財政対策債について、各地方公共団体の発行可能額の算出方法を見直すとともに、前年度と同じ割合の公的資金を確保

- 財政力の弱い地方公共団体に配慮し、財源調整機能を強化する観点から、今後3年間で段階的に、不交付団体を含む全団体に配分する方式（各団体の人口を基礎として算出）を廃止し、平成22年度に一部導入された、不交付団体には配分しない方式（各団体の財源不足額を基礎として算出）に移行
- 一般市町村については原則として全額公的資金を配分するなど、地方公共団体の資金調達に配慮する方針

(参考) 【臨時財政対策債】	6兆1,593億円 (前年度比	△1兆5,476億円、△20.1%)
うち公的資金	2兆4,460億円 ("	△6,151億円、△20.1%)
・ 財政融資資金	1兆7,860億円 ("	△4,491億円、△20.1%)
・ 地方公共団体金融機構資金	6,600億円 ("	△1,660億円、△20.1%)

Ⅷ 子ども手当

- ・ 子ども手当の支給に係る費用負担は、平成22年度と同様に、子ども手当の一部として、児童手当を支給する仕組みとし、児童手当分は、児童手当法の規定に基づき、国、地方、事業主が従来どおりのルールで費用負担
それ以外の部分は、3歳未満に対する上積み分を含め、全額国庫負担
- ・ 関係府省と地方公共団体の代表者による会議の場において、子ども手当及びそれに関連する現物サービスに係る国と地方の役割分担及び経費負担のあり方を含め、子ども・子育て新システムの検討との整合性を図りつつ、幅広く検討

- 平成23年度の子ども手当の支給額
3歳未満：月額20,000円 3歳以上から中学校修了前まで：月額13,000円
- 子ども手当分（上積み分を含む）は全額国庫負担、児童手当分は、国、地方、事業主が従来どおりのルールで負担
- 年少扶養控除の廃止等に伴う平成23年度の交付税（法定率分）の増額（2,113億円）については、交付税（法定率分）の増額に伴う財源不足額の縮減による交付税（臨時財政対策特例加算）の減額（▲1,057億円）、児童手当分（平成18、19年度増分）の特例交付金の減額（▲1,141億円）及び地方財政収支における調整（85億円）により対応
- 地方が地域の実情に応じた現物サービスを拡充できるよう、新たな交付金500億円(国1/2等、事業費約1,000億円)を創設するとともに、子どもに対する現物給付（1,000億円）を勘案して拡充した歳出特別枠を新たに設け、その拡充分の財源として、同額を地方交付税に別枠加算

Ⅸ 一括交付金（地域自主戦略交付金）

「ひも付き補助金」を段階的に廃止し、地域の自由裁量を拡大するための「地域自主戦略交付金」を創設（5,120億円）

- 平成23年度は、第一段階として都道府県を対象に、投資補助金の一括交付金化を実施（市町村分は平成24年度から実施）
- 地方公共団体は、一括交付金化の対象となる事業の範囲で、各府省の枠にとらわれず、自由に事業を選択

Ⅹ 特別交付税制度の見直し等

地方交付税の算定方法の簡素化・透明化の取組の一環として、交付税総額における特別交付税の割合を6%から4%に引き下げ、普通交付税に移行させるとともに、事業費補正の更なる縮減を行う

- 特別交付税制度の見直し
 - ・ 特別交付税の割合の改正

交付税総額における特別交付税の割合を段階的に引き下げ、その部分を普通交付税に移行

平成23年度	6%	→	5%	交付税総額の1%分（1,737億円）を普通交付税に移行
平成24年度	5%	→	4%	

※ 普通交付税への移行に当たっては、個別団体の財政運営に支障が生じないように十分留意しながら検討
 - ・ 特別交付税の額の決定・交付に関する特例の新設

大規模災害等の発生時において、その都度、特別交付税の額を決定・交付することができる特例を新設
- 事業費補正の廃止等

消防広域化事業（告示の期限（H24）後）、地下鉄事業（出資金・補助金）、防災対策事業（うち「特に推進すべき事業」）、地域活性化事業（うち「合併の円滑化」）に係る事業費補正の廃止等、更なる縮減を実施（廃止に当たっては、所要の経過措置）

主な地方財政指標

一般財源総額

59.5兆円（平^②＝59.4兆円、+0.1%）

（注）この場合の一般財源とは、地方税、地方交付税、臨時財政対策債、地方譲与税、地方特例交付金の計である

一般財源比率

64.6%（平^②＝63.0%）

（注）この場合の一般財源とは、地方税、地方交付税、地方譲与税、地方特例交付金の計である

地方債依存度

13.9%（平^②＝16.4%）

[臨時財政対策債を含む]

地方の借入金残高（平^③末見込み）

200.4兆円（平^②末見込み＝200.5兆円）

交付税特別会計借入金残高（平^③末見込み）

33.5兆円（平^②末見込み＝33.6兆円）

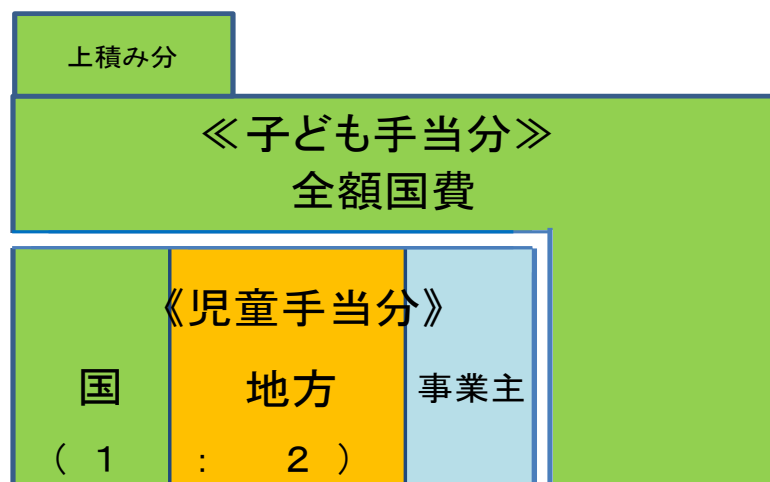
23年度の子ども手当について

◎平成23年度の子ども手当に関する措置

- 児童一人あたり支給額
3歳未満:月額20,000円 3歳以上から中学校修了前まで:月額13,000円
- 子ども手当の一部として、児童手当法に基づく児童手当を支給する仕組みを存続し、児童手当分については、従来どおり、国、地方、事業主が費用負担。
それ以外の部分は、3歳未満に対する上積み分を含め、全額を国庫が負担し、子ども手当分に地方負担は入れない。
- 年少扶養控除の廃止等に伴う平成23年度の交付税(法定率分)の増額(2,113億円)については、交付税(法定率分)の増額に伴う財源不足額の縮減による交付税(臨時財政対策特例加算)の減額(▲1,057億円)、児童手当分(平成18、19年度増分)の特例交付金の減額(▲1,141億円)及び地方財政収支における調整(85億円)により対応。
(注)所得制限超分、地方公務員の子ども手当分の特例交付金は、22年度と同様に存続
- 地方が地域の実情に応じた現物サービスを拡充できるよう、新たな交付金500億円(国1/2等、事業費約1,000億円)を創設するとともに、子どもに対する現物給付(1,000億円)を勘案して拡充した歳出特別枠を新たに設け、その拡充分の財源として、同額を地方交付税に別枠加算。
- 保育料を子ども手当から直接徴収できるようにする。学校給食費については本人の同意により子ども手当から納付することができる仕組みとし、実効性が上がるような取組みを実施。

◎平成24年度以降に向けた検討

- 今後の子ども手当の制度設計について、関係府省と地方公共団体の代表者による会議の場において、子ども手当及びそれに関連する現物サービスに係る国と地方の役割分担及び経費負担のあり方を含め、子ども・子育て新システムの検討との整合性を図りつつ、幅広く検討。

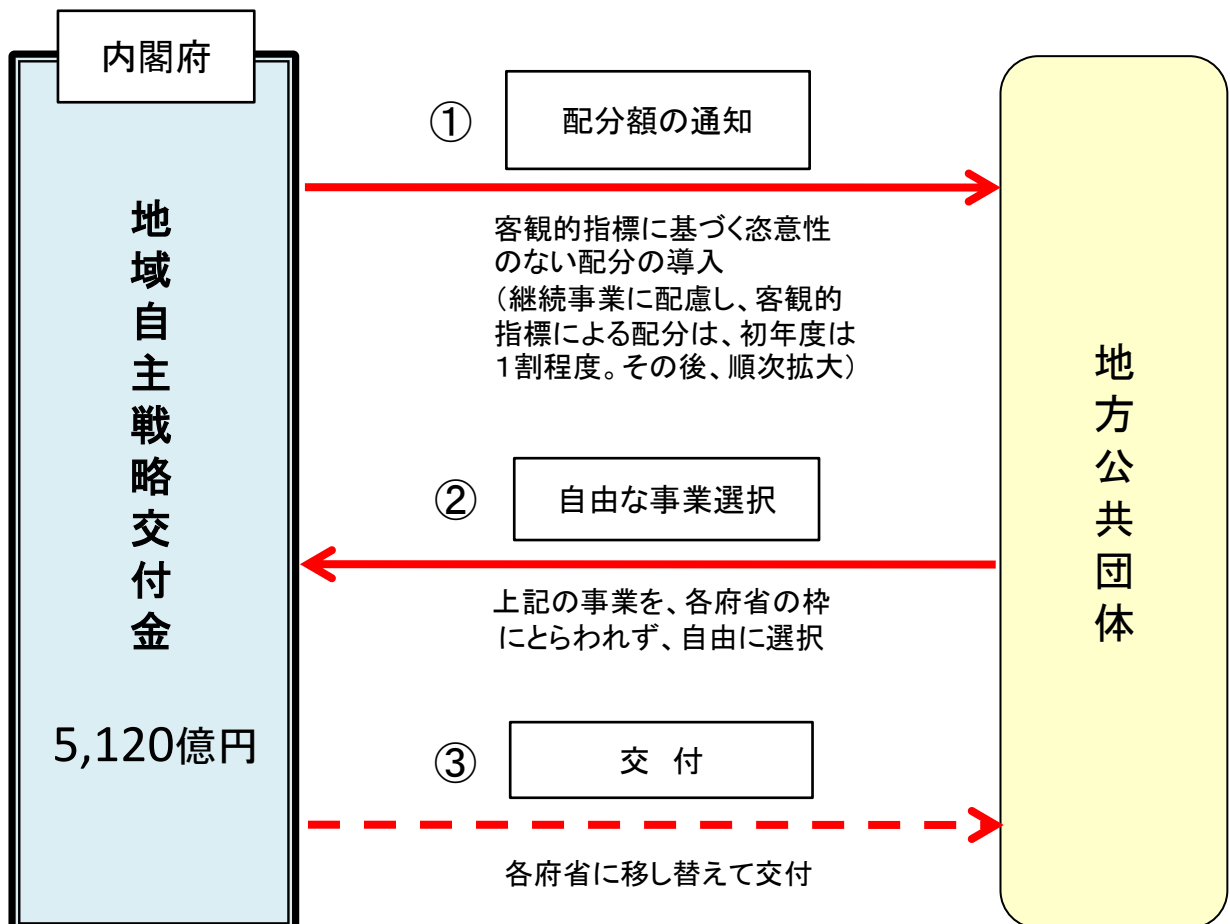


一括交付金（地域自主戦略交付金）について

- 「ひも付き補助金」を段階的に廃止し、地域の自由裁量を拡大するための「地域自主戦略交付金」を創設。
- 平成23年度は、第一段階として都道府県分を対象に、投資補助金の一括交付金化を実施。（市町村分は、平成24年度から実施）

対象事業（都道府県分）

- | | |
|------------------|-----------------|
| ○社会資本整備総合交付金の一部 | ○学校施設環境改善交付金の一部 |
| ○農山漁村地域整備交付金の一部 | ○工業用水道事業費補助 |
| ○水道施設整備費補助 | ○自然環境整備交付金の一部 |
| ○交通安全施設整備費補助金の一部 | ○環境保全施設整備費補助金 |
| | ○消防防災施設整備費補助金 |



※うち 沖縄振興自主戦略交付金 321億円

特別交付税制度の見直し等について

地方交付税の算定方法の簡素化・透明化の取組の一環として、交付税総額における特別交付税の割合を6%から4%に引き下げ、普通交付税に移行させるとともに、事業費補正の更なる縮減を行う。

1. 特別交付税制度の見直し

(1) 特別交付税の割合の改正

交付税総額における特別交付税の割合を段階的に引き下げ、その部分を普通交付税に移行することとし、移行分については、「地域振興費（人口）」で算定を行う。

平成23年度 6% → 5% 1%分（1,737億円）を普通交付税に移行

平成24年度 5% → 4%

※ 平成23年度特別交付税は8,687億円（対前年度比△1,451億円、△14.3%の減）

※ 普通交付税への移行に当たっては、個別団体の財政運営に支障が生じないように十分留意しながら検討

(2) 特別交付税の額の決定・交付に関する特例の新設

地方団体の財政運営に著しい影響を及ぼすおそれのある大規模災害等の発生時において、12月と3月の定例の決定・交付とは別に、その都度、特別交付税の額を決定・交付することができる特例を新設。

2. 事業費補正の廃止等

- | | |
|------------------|------------------|
| ① 消防広域化事業 | ・ 告示の期限（H24）後に廃止 |
| ② 地下鉄事業（出資金・補助金） | ・ 廃止 |
| ③ 防災対策事業 | ・ 「特に推進すべき事業」は廃止 |
| ④ 地域活性化事業 | ・ 「合併の円滑化」は廃止 |
| ⑤ 施設整備事業（一般財源化分） | ・ 交付税措置率の段階的な引下げ |

※ 廃止に当たっては、所要の経過措置を講ずる。

地球温暖化対策に係る臨時措置

地球温暖化対策を推進するためには、地域において主体的な取組が進められることが不可欠である。既に地方公共団体は地球温暖化対策について様々な分野で多くの事業を実施しているが、エネルギー起源CO₂排出抑制策、森林吸収源対策等の地球温暖化対策に資する諸施策を地域において更に総合的に進めるため、地方公共団体の財源を確保する仕組みが必要である。

平成23年度税制改正において、「地球温暖化対策のための税」を導入することとされたが、地方公共団体については、平成23年度税制改正大綱において「地球温暖化対策に関する国と地方の役割分担を踏まえ、地方財源を確保・充実する仕組みについて、平成24年度実施に向けた成案を得るべく更に検討を進めます。」とされた。

そこで、具体的な地方財源の確保・充実の仕組みについて平成24年度実施に向けた成案が得られるまでの間の措置として、地方公共団体が積極的に取り組んでいる森林吸収源対策等を一層支援するため、従来の森林・林業振興対策に加え、「地球温暖化対策暫定事業費」を地方財政計画に臨時に特別枠として計上する。

平成23年度事業費 100億円

森林吸収源対策等の地球温暖化対策

○国産・地域産木材の利活用の促進

- ・公共施設等での活用
- ・民間利用の支援・促進
- ・木材・木質バイオマスの利用（ペレットストーブ等）

○再生可能エネルギー（太陽光、風力、小水力発電等）の導入促進 など

（参考）地球温暖化対策のための税（平成23年度税収見込み）357億円